

品川区商店街連合会補助金交付要綱

| | | |
|----|----------------|---------|
| 制定 | 昭和57年6月1日区長決定 | 要綱第104号 |
| 改正 | 平成21年9月15日区長決定 | 要綱第404号 |
| 改正 | 平成24年3月29日区長決定 | 要綱第72号 |
| 改正 | 平成31年3月29日部長決定 | 要綱第141号 |

品川区商店街連合会が商業の振興発展のために実施する事業に対する補助金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第1条 品川区商店街連合会補助金（以下「補助金」という。）は、品川区商店街連合会（以下「補助事業者」という。）が事業の拡充強化を図り、円滑な運営を行い、もって商業の振興発展に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は補助事業者が当該年度において、次に掲げる事業を行うために要する経費のうち、区長が必要かつ適当と認めたものとする。

- 1 品川区商業まつり大売り出し事業
- 2 従業員定着化事業
- 3 講習、講演実施事業
- 4 区商連ニュース発行事業
- 5 その他特に商業振興に必要な事業

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、前条に掲げる事業のうち、区長が必要かつ適当と認めた補助対象事業に要する経費とし、予算の範囲内で交付する。

(交付予定額の通知)

第4条 年度当初において、区長は、補助事業者に対し、第1号様式により補助金の交付予定額を通知する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは、別に定める期限までに第2号様式による補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、これを審査し、交付するものと決定したときは、第3号様式による補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

(請求書の提出)

第7条 補助事業者は、前条に規定する補助金の決定通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに第4号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第8条 補助事業者は次の各号の1に該当したときは、事前に区長の承認を得なければな

らない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽易なものについては、この限りでない。

- 1 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- 2 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。
- 3 補助対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に終了しないときは、またはその遂行が困難となったときは、速やかに報告し、指示を受けるものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、通常総会終了後速やかに、第5号様式により補助対象事業の事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第11条 補助事業者は、補助金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならぬ。

(協力義務)

第12条 補助事業者は、区長が補助対象事業の経理および遂行状況について検査し、または報告を求めたときは、これに協力しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 次の各号の1に該当したときは、交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。

- 1 いつわりその他の不正の手段により交付をうけたとき。
- 2 他の用途に使用したとき。
- 3 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においてその事業の取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約金)

第15条 補助金の交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じて、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(その他)

第16条 その他、品川区補助金交付規則を厳守するものとする。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

第1号様式(第4条関係)

文書番号
年月日

品川区商店街連合会
会長 様

品川区長

交付予定額通知書

年度品川区商店街連合会補助金の交付予定額を内示しますので、下記により交付申請書を提出されるよう通知します。

記

1. 内示額

2. 提出期限 年 月 日

3. 添付書類 (1) 年度 事業計画書
(2) 年度 収支予算書

第2号様式(第5条関係)

年　月　日

品川区長　　あて

品川区商店街連合会
品川区西品川1-28-3
会長

交付申請書

年度品川区商店街連合会補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく
関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請額 _____

2. 添付書類 (1) 年度 事業計画書
(2) 年度 収支予算書

第3号様式（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

品川区商店街連合会

会長 様

品 川 区 長

交付決定通知書

年 月 日付で申請がありました、品川区商店街連合会補助金について、
下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 _____

2. 交付条件 品川区商店街連合会補助金交付要綱および品川区補助金
等交付規則を遵守すること。

第4号様式（第7条関係）

年　　月　　日

品川区長　　あて

品川区商店街連合会
品川区西品川1-28-3
会長　　印

請　　求　　書

年　月　日付文書番号で交付決定のあった品川区商店街連合会補助金について、下記のとおり請求します。

請　求　額

第5号様式(第10条関係)

年　月　日

品川区長　　あて

品川区商店街連合会
品川区西品川1-28-3
会長

実績報告書

年度品川区商店街連合会補助金を受けた事業について、下記の書類を添え、
実績を報告します。

記

1. 年度 実績報告書
2. 年度 収支決算書
3. 年度実績報告の裏付けとなる領収書等の写
4. 年度 総会資料